

厚生委員会情報連絡

令和3年8月18日

情報連絡件名	頁
(1) 足立区応急小口資金貸付条例施行規則の一部改正について	2
(2) 令和2年度社会福祉法人に対する法人監査および障がい施設に対する施設 検査の実施結果について	10
(3) 足立区ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金事業実施要綱の改正について	11
(4) 東京都シルバーパスの一斉更新手続きについて	12
(5) 令和3年度「介護従事者永年勤続褒賞及び元気応援ポイント事業活動褒賞 式典」の中止について	13
(6) 「第31回ボランティアまつり」の中止について	14

(福祉部)

厚生委員会情報連絡一覧表

件 名	内 容	日時及 び場所	P Rの方法
<p>1 足立区応急小口資金貸付条例施行規則の一部改正について</p> <p>所管課 【福祉管理課】</p>	<p>足立区応急小口資金貸付条例施行規則の一部を改正したので、以下のとおり報告する。</p> <p>1 改正理由</p> <p>令和3年7月12日付、足立区応急小口資金貸付条例の一部改正に伴い、同条例施行規則の一部を改正した。詳細は、別紙1「新旧対照表」のとおり。</p> <p>(1) 子どもの就学にかかる費用への貸付要件緩和 (2) 申請書類等の押印について、区の押印廃止の判断基準に基づき、見直す。詳細は、別紙2を参照。</p> <p>2 改正内容</p> <p>(1) 資金使途が<u>子どもの就学（小学校、中学校、高等学校）のための費用である場合は、特別区民税を完納していない方（納付を猶予されている方、その他特別な事情があると区長が認めた方）</u>に対しても、貸付けることができる。【第2条第2項】</p> <p>(2) 申請書類等において、押印廃止可能なものは廃止する。借用証書については、申込人（連帯保証人が必要な場合には、申込人及び連帯保証人）が押印しなければならないことを条文に明記する。【第5条第2項】</p> <p>3 施行年月日</p> <p>公布の日（令和3年7月12日）から施行する。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・「足立区応急小口資金のご案内」を改訂し、区民事務所・足立福祉事務所各福祉課にて配布する。 ・「子どもの就学費用貸付け」のPRちらしを小・中学校の入学説明会時に配付する。

足立区応急小口資金貸付条例施行規則 新旧対照表

現行	改正後
<p>足立区応急小口資金貸付条例施行規則</p> <p>第1条 省略</p> <p>(貸付の理由)</p> <p>第2条 条例第2条第1項第1号に規定する規則に定める理由は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(9) 省略</p> <p>追加</p> <p><u>2</u> 条例第2条第1項第6号ただし書に規定する規則で定める事由は、資金の貸付けを受けようとする理由が、<u>前項</u>第5号に定めるもの(小学校、中学校又は高等学校の就学に限る。)であることとする。</p> <p><u>3</u> 省略</p> <p><u>4</u> 省略</p> <p>第3条～第4条 省略</p> <p>(資金の交付)</p> <p>第5条 貸付決定通知を受けた申込人は、借用証書(別記第4号様式)を区長に提出しなければならない。</p>	<p>足立区応急小口資金貸付条例施行規則</p> <p>第1条 省略</p> <p>(貸付の理由等)</p> <p>第2条 条例第2条第1項第1号に規定する規則に定める理由は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(9) 省略</p> <p><u>2</u> <u>条例第2条第1項第5号ただし書に規定する規則で定める場合は、次に掲げる者が前項第5号に定めるもの(小学校、中学校又は高等学校の就学に限る。)</u>を理由として貸付けを受けようとする場合とする。</p> <p>(1) <u>特別区民税の納付を猶予されている者</u></p> <p>(2) <u>その他特別な事情があると区長が認めた者</u></p> <p><u>3</u> 条例第2条第1項第6号ただし書に規定する規則で定める事由は、資金の貸付けを受けようとする理由が、<u>第1項</u>第5号に定めるもの(小学校、中学校又は高等学校の就学に限る。)であることとする。</p> <p><u>4</u> 現行どおり</p> <p><u>5</u> 現行どおり</p> <p>第3条～第4条 省略</p> <p>(資金の交付)</p> <p>第5条 貸付決定通知を受けた申込人は、借用証書(別記第4号様式)を区長に提出しなければならない。</p>

<p>追加</p> <p>2 区長は、前項の借用証書の提出があつたときは、資金を交付する。</p> <p>第6条～第12条 省略</p> <p>付 則 省略</p> <p>別記第1号様式（別紙のとおり）</p> <p>別記第2号様式から別記第5号様式まで（略）</p> <p>別記第6号様式（別紙のとおり）</p> <p>別記第7号様式（略）</p>	<p>2 前項の借用証書には、申込人（連帯保証人を立てる場合には、申込人及び連帯保証人）が押印しなければならないものとする。</p> <p>3 区長は、<u>第1項</u>の借用証書の提出があつたときは、資金を交付する。</p> <p>第6条～第12条 省略</p> <p>付 則（令和3年7月12日規則第89号） （施行期日）</p> <p>1 この規則は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。 （経過措置）</p> <p>2 この規則による改正後の第2条第2項及び第5条第2項の規定は、<u>施行日以後に申込みが行われた小口資金の貸付けについて適用し、同日前に申込みが行われた小口資金の貸付けについては、なお従前の例による。</u></p> <p>3 この規則の施行の際、この規則による改正前の別記第1号様式、別記第6号様式及び別記第8号様式による用紙で、現に残存するものは、<u>所要の修正を加え、なお使用することができる。</u></p> <p>別記第1号様式（別紙のとおり）</p> <p>別記第2号様式から別記第5号様式まで（現行のとおり）</p> <p>別記第6号様式（別紙のとおり）</p> <p>別記第7号様式（現行のとおり）</p>
---	--

別記第8号様式（別紙のとおり）

別記第8号様式（別紙のとおり）

(提出先)
足立区長

貸付番号	—
------	---

貸 付 申 込 書

下記のとおり足立区応急小口資金の貸付を申し込みます。

【借受人記入欄】

申請日 年 月 日

—

借受希望額		円		返済		
借 受 人	フリガナ				生 年 月 日	
	氏 名	※この欄を手書きしない場合は押印してください。				年 月 日
	住 所	〒 足立区		電話		
	本 籍					
	筆頭者					
	会社名 ・ 所在地	〒		電話		
	勤続年数					
家 族 の 状 況	氏 名	続柄	年齢	職 業	月 収	
		本人				
借 受 の 目 的	理 由	災害 葬祭	病気・けが 交通費	交通事故 引越・更新料	生活必需品 住宅修繕	出産・就職・就学 その他
	具 体 的 内 容					

足立区応急小口資金の借入れに対して、連帯して債務を負担します。

【連帯保証人記入欄】

記入日 年 月 日

-

連 帯 保 証 人	フリガナ			生 年 月 日				
	氏 名				年 月 日			
		※この欄を手書きしない場合は押印してください。						
	住 所	〒				電話		
	本 籍							
	筆頭者							
	会社名 ・ 所在地	〒				電話		
	勤続年数							
	月 収							
	申請者との関係							

別記第6号様式(第7条関係)

未償還金償還方法等変更申請書

次のとおり、足立区応急小口資金貸付金に係る未償還金の償還方法等を変更したいので、これを証明する必要な書類を添えて申請いたします。

年 月 日

借 受 人 住 所 _____

氏 名 _____

(提 出 先)

足 立 区 長

貸 付 番 号		貸付決定年月日		年 月 日
償 還 期 間		年 月 日から 年 月 日まで		
償 還 年 月 状 日 現 在	内 訳	貸 付 金 額	償 還 済 金 額	未 償 還 金 額
	元 金	円	円	円
	利 子	円	円	円
	延 滞 金	円	円	円
	合 計	円	円	円
変 更 申 請 内 容		年 月 から 毎回 円		
延 期 申 請 期 間		年 月 日から 年 月 日まで		
申 請 の 理 由				

別記第8号様式(第8条関係)

未償還金免除申請書

次のとおり、足立区応急小口資金貸付金に係る未償還金の免除〔元金・利子・延滞金〕を受けたいので、これを証明する必要な書類を添えて申請いたします。

年 月 日

借 受 人 住 所 _____

氏 名 _____

連帯保証人 住 所 _____

氏 名 _____

(提 出 先)

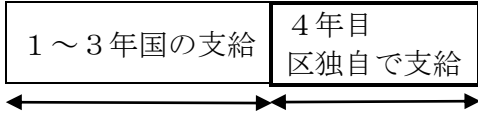
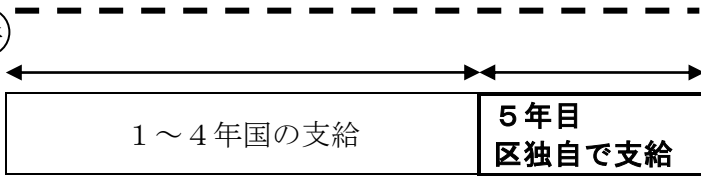
足 立 区 長

貸 付 番 号		貸付決定年月日		年 月 日	
償 還 期 間		年 月 日から		年 月 日まで	
償 還 状 況 日 現 在	内 訳	貸 付 金 額	償 還 済 金 額	未 償 還 金 額	
	元 金	円	円	円	
	利 子	円	円	円	
	延 滞 金	円	円	円	
	合 計	円	円	円	
免 除 申 請 金 額		元金 円	利子 円	延滞金 円	
申 請 の 理 由	借受人一				
	連帯保証人一				

厚生委員会情報連絡一覧表

件 名	内 容	日時及び 場所	P Rの方法
<p>2 令和2年度社会福祉法人に対する法人監査および障がい施設に対する施設検査の実施結果について</p> <p>所管課 【福祉管理課】</p>	<p>足立区が所轄する社会福祉法人に対して、社会福祉法第56条第1項に基づく法人監査を実施した。</p> <p>また、区が所轄する社会福祉法人が運営する障がい福祉サービス事業所に対して、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第10条に基づく障がい施設検査を実施した。</p> <p>1 指導監査実施法人・事業所 法人監査：8法人（※ 全28法人） 障がい施設検査：18事業所（13施設） （※ 全50事業所（全30施設）） ※ いずれも、令和2年4月1日現在</p> <p>2 指導監査結果 (1) 法人監査 文書指摘：6法人 口頭指摘：8法人 助言：8法人 (2) 障がい施設検査 文書指摘：10事業所 口頭指摘：18事業所 助言：15事業所 ※ 詳細は、別添「令和2年度社会福祉法人指導監査報告書」参照</p> <p>3 令和3年度の予定 ・ 13法人の法人監査を実施予定 ・ 18事業所の障がい施設検査を実施予定</p> <p>4 指導監査報告書の配布 足立区が所轄する社会福祉法人及び関係機関に配布する。</p>		<p>・ 指導監査報告書を区ホームページに掲載</p> <p>・ 指導監査報告書を社会福祉法人及び関係機関に配布する際には、指摘事項の再発防止等につき一層の注意喚起をしていく。</p>

厚生委員会情報連絡一覧表

件 名	内 容	日時 及び 場所	P Rの方法
<p>3 足立区ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金事業実施要綱の改正について</p> <p>所管課 【親子支援課】</p>	<p>1 概要 「足立区ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金事業実施要綱」について、国の制度改正に伴い、以下のとおり変更する。</p> <p>2 事業内容 ひとり親の方が特定の資格取得のため、養成機関で受講している間の生活費の支援として給付金を支給する。</p> <p>3 改正内容 (1) 国の支給期間上限が3年から4年へと改正された。5年の修業課程が必要な場合に、区で引き続き支援できるように要綱を改正する。</p> <div style="margin-left: 20px;"> <p>①</p>  <p>②</p>  </div> <p>(2) 対象訓練期間を「1年以上」から「6カ月以上」に緩和</p> <p>(3) 対象となる主な職種は正看護師、保健師、助産師等国家資格に加え、デジタル分野（WEBクリエイター等）の民間資格に拡大</p> <p>4 適用日 令和3年4月1日</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・区ホームページ、豆の木メール、応援アプリ等

厚生委員会情報連絡一覧表

件 名	内 容	日時及び場所	P Rの方法
<p>4 東京都シルバーパスの一斉更新手続きについて</p> <p>所管課 【高齢福祉課】</p>	<p>東京都シルバーパスの一斉更新手続きについて、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、令和2年度に引き続き、郵送方式による一斉更新を実施する。</p> <p>【問い合わせ先】 （一社）東京バス協会 シルバーパス専用電話 03-5308-6950 （平日、午前9時～午後5時）</p>		<p>・東京都広報（8月号） 令和3年8月13日 都から更新対象者宛に通知発送</p> <p>・あだち広報（8/10号） 足立区ホームページ （8月1日から掲載）</p>

厚生委員会情報連絡一覧表

件 名	内 容	日時及び 場所	PRの 方法
<p>5 令和3年度 「介護従事者永 年勤続褒賞及び 元気応援ポイン ト事業活動褒賞 式典」の中止に ついて</p> <p>所管課 【介護保険課】</p>	<p>新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和3年度「介護従事者永年勤続褒賞及び元気応援ポイント事業活動褒賞式典」（以下、「永年褒賞」「元気褒賞」という。）を中止する。</p> <p>1 永年褒賞及び元気褒賞式典</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 庁舎ホールでのセレモニー、イベントの中止。 ・ 褒賞対象者には、褒状、記念品（永年褒賞は図書カード、元気褒賞は区内共通商品券）、区長メッセージカードを介護保険課窓口で配布する。 <p>※ 永年褒賞、元気褒賞対象は今後調査する。</p>	<p>【中止】 令和3年11月11日（介護の日）</p>	<p>・ 9月から10月に、区内介護事業所及び褒賞対象者に通知する。</p>

厚生委員会情報連絡一覧表

件 名	内 容	日時及び場所	PRの方法
<p>6 「第31回ボランティアまつり」の中止について</p> <p>所管課 【足立区社会福祉協議会】 【福祉管理課】</p>	<p>新型コロナウイルスの感染症拡大の影響により、11月23日(火・祝)に開催を予定していた「足立区ボランティアまつり」を中止する。</p> <p>1 足立区ボランティアまつりの概要</p> <p>(1) 目的 区内のボランティアグループ・福祉施設・団体の活動や成果発表等により、ボランティアの理解を深め、参加を促進することを目的とする。</p> <p>(2) 内容(予定)</p> <p>ア ボランティア活動発表 イ 体験コーナー ウ バザー・模擬店 エ 自主製品販売 オ 相談コーナー</p> <p>※ 令和4年度「足立区ボランティアまつり」は5月15日(日)開催を予定している。</p>	<p>【中止】</p> <p>【日時】 令和3年11月23日(火・祝) 午前9時30分から午後3時30分(開会式午前10時から)</p> <p>【場所】 足立区役所アトリウム・正面広場</p>	<p>・公社ニュースと きめき10月号(中止記事) 掲載 ・足立区社会福祉協議会ホームページ中止記事記載</p>